

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

厚生労働省北海道労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第48条において歯科医師による健康診断（以下「歯科健診」という。）の実施が事業者^{（一）}に義務付けられているところですが、令和元年に厚生労働省が実施した調査において、常時使用する労働者が50人未満の事業場において、歯科健診の実施率が非常に低いことが判明いたしました。

このようなことから、今般、歯科健診の実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、下記のとおり安衛則について所要の改正を行いました。

つきましては、同封のリーフレットなどを参考に、傘下会員への周知に御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

記

第1 改正の内容

- (1) 有害な業務（※）に従事する労働者に対して歯科健診を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健診（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断の結果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければならないことといたしました。

※ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第3項において、「塩素、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されています。

- (2) 現行の定期健康診断結果報告書（様式第6号）から、歯科健診に係る記載欄を削除することとし、歯科健診に係る報告として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を新たに作成いたしました。

当該報告書について、様式第6号には記載欄がなかった歯科健診にかかる有害な業務の内容等の記載欄を追加いたしました。

(3) その他所要の改正を行いました。

第2 改正期日等

(1) 施行期日

改正省令は、令和4年10月1日より施行いたします。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に提出されている改正省令による改正前の安衛則（以下「旧安衛則」という。）様式第6号の報告書（安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係るものに限る。）は、改正省令による改正後の安衛則様式第6号の2の報告書とみなすとともに、改正省令の施行の際、現にある旧安衛則に定める報告書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

また、改正省令の施行の前に行われた安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係る同令第52条の規定の適用については、なお従前の例によります。

担 当 北海道労働局労働基準部健康課

労働衛生専門官 石田

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎

TEL011-709-2311(内線 3563)

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

※ 例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

その使用する労働者の人数にかかわらず、事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号の2（有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

お問い合わせ先：都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

